

議第三号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。  
平成二十一年三月二十五日

提出者 栃木県議會議員 神 谷 幸 伸

栃木県議會議長 石坂真一様

栃木県議會議規則第 号

栃木県議會議規則の一部を改正する規則

栃木県議會議規則（昭和三十七年栃木県議會議規則第二号）の一部を次のように改正する。  
別表中

同 同 同 同 同 同 同 同 同

岩 一 保 津 山 高 早 増 野 木  
久

崎 木 母 井 口 橋 川 淵 村 村

弘 欽 富 恒 修 尚 三 壽 好

一 津

信 司 郎 雄 夫 司 秀 男 彦 文

|              |                       |             |    |
|--------------|-----------------------|-------------|----|
| 企業局事業等あり方検討会 | 企業局の事業等のあり方に関する調査及び協議 | 会派から選出された議員 | 会長 |
|--------------|-----------------------|-------------|----|

を

|             |                             |             |    |
|-------------|-----------------------------|-------------|----|
| 県出資法人あり方検討会 | 県が出資等を行つている法人のあり方に関する調査及び協議 | 会派から選出された議員 | 会長 |
| 次期総合計画検討会   | 次期総合計画に関する調査及び協議            | 会派から選出された議員 | 会長 |

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。